

# 世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針(案)

平成 2 8 年 月 日

世 田 谷 区

# 目 次

## 第1章 目的と位置づけ

1. 目的	1
2. 位置づけ	1

## 第2章 背景

1. 近年の土砂災害	7
2. 関連法令、国・都等の取り組み	13

## 第3章 世田谷区の自然的・社会的特性

1. 自然的特性	22
2. 社会的特性	29

## 第4章 世田谷区によるがけ・擁壁等の調査

1. 調査の概要、調査結果	33
2. 調査結果の分析	35

## 第5章 これまでの取り組みと課題

1. 防災	52
2. 公共施設の管理	52
3. 民地のがけ・擁壁への対応	53
4. 法令等による規制・誘導	53

## 第6章 防災対策方針

1. 避難体制の強化	55
2. 公共施設の管理	56
3. 民地への支援	59
4. 法令に基づく指導等	61

## 第1章 目的と位置づけ

### 1. 目的

平成26年8月の広島での土砂災害や平成25年10月の伊豆大島での土砂災害など、近年、集中豪雨等の大雨による大規模な斜面の崩壊により全国各地で住民の生命と財産が失われています。また降雨に限らず、平成28年4月の熊本地震での事例があるように、地震が原因による土砂災害でも同様な被害が報告されています。

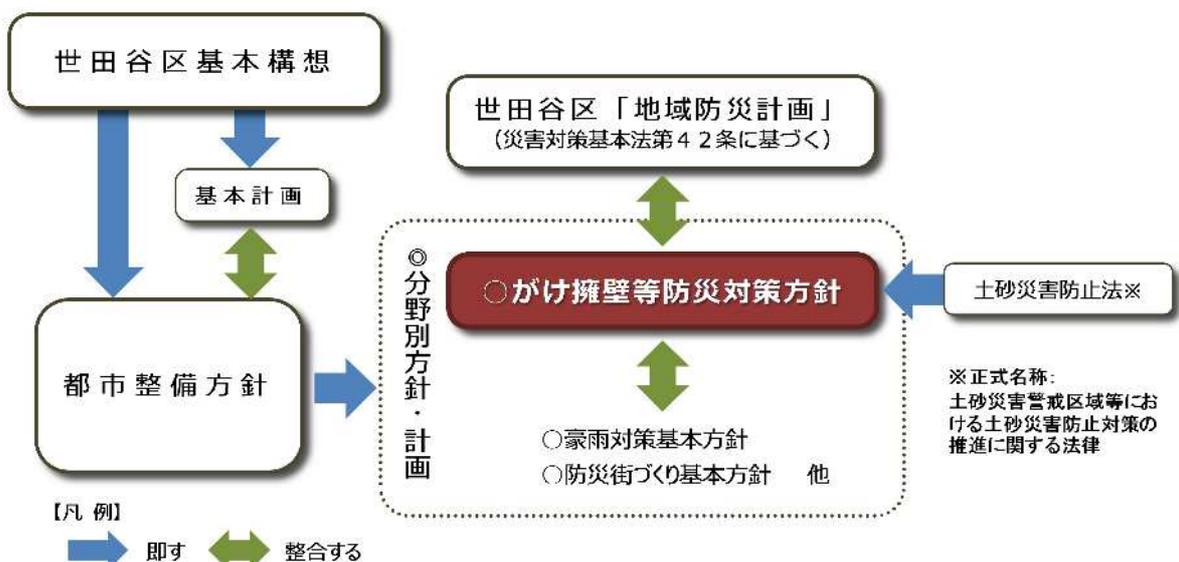
世田谷区内においても、大雨による宅地擁壁の崩壊(平成25年)や、東北地方太平洋沖地震による道路沿い民地擁壁の崩壊(平成23年)など、小規模ながら被害が発生しています。

世田谷区内では、最大高低差が20mにもなる国分寺崖線をはじめその他にも起伏のある地域を有し、がけや擁壁が数多く存在している状況の中、1時間降水量50mm以上を記録する非常に激しい雨の年間発生回数が増加傾向にあることや、首都直下地震の切迫性などを踏まえると、土砂災害のリスクはこれまで以上に増大していると言わざるを得ません。

本方針は、今後発生が懸念されるがけや擁壁の崩壊による土砂災害に備え、これまで実施している対策をさらに強化するハード・ソフト両面からのさまざまな防災対策を推進し、区民の生命と財産を守るための施策の方向性を示すものです。また本方針で示す各施策は、社会情勢等の変化に応じて適宜見直していきます。

### 2. 位置づけ

「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」は、「世田谷区地域防災計画」の内容を踏まえ、区として実施すべき対策をとりまとめたものであり、区の個別計画である「世田谷区都市整備方針」に定める街づくりに関する目標を実現するため、世田谷区街づくり条例第10条を根拠とし、土砂災害を防止・軽減する基本的な方針として策定するものです。



本方針の位置づけ

なお、本方針は、都の調査対象となる大規模なもの（高さ5m以上等）から、高さ2m以上の一般住宅の土留めとして利用される擁壁等を対象とします。

**対策方針の適用範囲**

**1. 急傾斜地崩壊危険箇所**

高さ5m、勾配30度以上の  
のがけ・擁壁等

崩壊した場合に人家や公共  
施設等に被害を生じるおそ  
れがある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所



(国土交通省ホームページより)

**2. 土砂災害防止法に基づく  
土砂災害（特別）警戒区域**

高さ5m、勾配30度以上の  
のがけ・擁壁等

土砂災害防止法に基づき指  
定の公示があった区域

土砂災害特別警戒区域  
土砂災害警戒区域

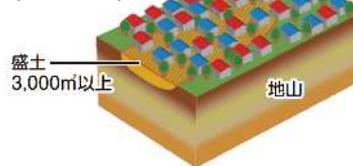


(国土交通省ホームページより)

**3. 宅地造成等規制法に基づく  
大規模盛土造成地**

盛土をした土地の面積が  
3,000㎡以上の造成地

大規模盛土造成地  
(谷埋め形)



**4. 2m以上5m未満の  
がけ・擁壁**

上記に該当しない主に高  
さ2m以上、5m未満のが  
けや擁壁等

河川・道路等の公共物含む



ソフト対策

ハード対策

今後の  
対策方針

民有地

公有地

**がけ・擁壁等防災対策方針**

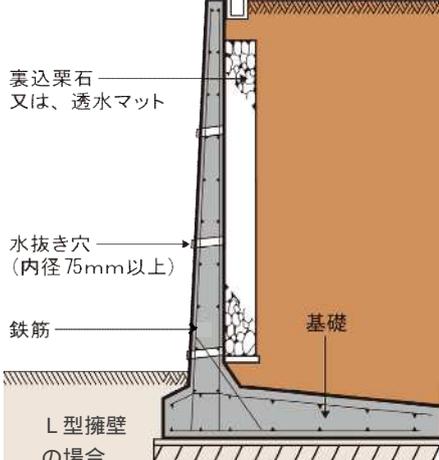
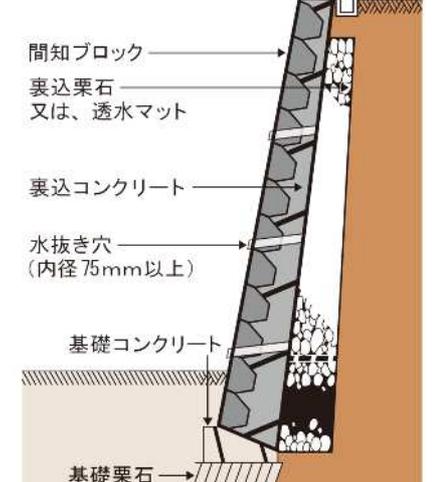
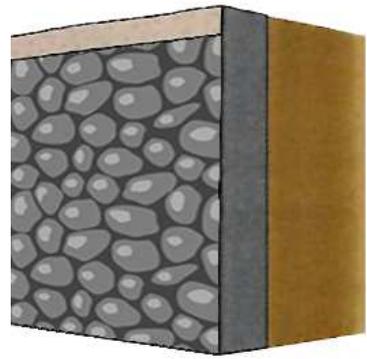
本方針では、がけは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地。擁壁は「高さ2m以上」のものを対象とする。なお、建築基準法では「高さ2mを超えるもの」が建築確認を受けなければならない工物物としている。

<参考> がけ・擁壁等の種類について

がけ・擁壁等の区分

がけ（自然斜面）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下端から上端まで、がけのみで構成されているもの</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">がけ</p>
擁壁（人工斜面）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下端から上端まで、擁壁のみで構成されているもの</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">擁壁</p>
がけ + 擁壁（複合）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がけと擁壁が複合して構成されているもの</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">がけ + 擁壁</p>

擁壁の種類による分類

コンクリート造擁壁	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋が入っているものと入っていないものがある</li> <li>・鉄筋コンクリート造の場合、基礎の形態により「L型」「逆L型」「逆T型」などに分類される</li> <li>・擁壁表面にタイルなどを張っているものもある</li> </ul>  <p>鉄筋コンクリート造擁壁</p>
間知(けんち)石積擁壁	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・角錐(かくすい)状の大きさが揃った石やブロックを用いて、裏側をコンクリートで固めて積んだ擁壁</li> <li>・積み方は、水平方向に並べる布積や、斜めに積む矢羽積などがある</li> </ul>  <p>間知石積擁壁</p>
石積擁壁	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉石や雑石等を積み上げて造った擁壁</li> <li>・目地を埋めて積み上げる「練積み」と、埋められていない「空積み」がある</li> <li>・練積みは空積みに比べ強度が高い傾向にあるが、水抜き穴等により排水する仕組みが必要である</li> </ul>  <p>練石積み擁壁      空石積み擁壁</p>

大谷石積擁壁

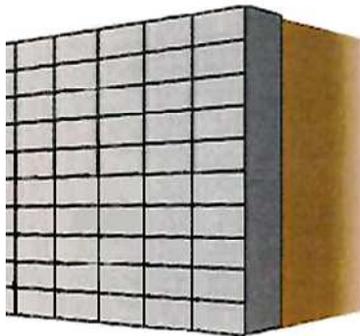


- ・ 比較的軽量で柔らかい大谷石を積んだ擁壁
- ・ 間知石などに比べ、一般的に強度面でやや劣るとされ、擁壁表面に経年的な劣化が生じやすい傾向にある



大谷石積擁壁

コンクリートブロック積擁壁



- ・ 塀などで使われる軽量ブロックを、擁壁として使用しているもの
- ・ コンクリートブロックは、土留め用途として適性がないものであり、強度面で不安定である



コンクリートブロック積擁壁

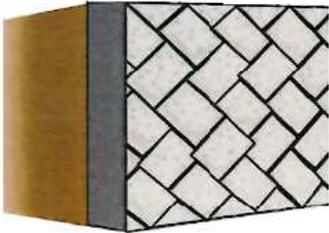
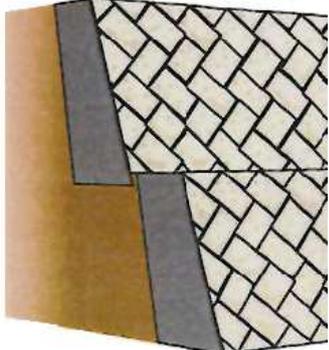
その他

- ・ ガンタ積擁壁：古いコンクリートの廃材などを再利用して積んだ擁壁
- ・ 親杭横矢板：万年塀やコンクリート柵などを擁壁として使用しているもの
- ・ その他、鉄板を使用したものやレンガを積み上げたもの など



左： ガンタ積擁壁  
右： 親杭横矢板

擁壁の構造による分類

単体擁壁	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下端から上端まで、1種類の擁壁で構成されるもの</li></ul> <div data-bbox="758 398 1390 627"></div> <p data-bbox="1018 640 1126 674">単体擁壁</p>
増積み擁壁	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の擁壁の上に、同種または異なる材料、積み方の擁壁を積み増したもの</li><li>・ 一般的に強度面で不安定とされている</li></ul> <div data-bbox="758 931 1390 1160"></div> <p data-bbox="1007 1173 1139 1207">増積み擁壁</p>
多段擁壁	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 複数の擁壁が段をなして構成されるもの</li><li>・ 段と段の間には、十分なスペースを確保する必要がある</li></ul> <div data-bbox="758 1464 1390 1693"></div> <p data-bbox="1018 1706 1126 1740">多段擁壁</p>

## 第2章 背景

### 1. 近年の土砂災害

#### (1) 近年の土砂災害の発生状況

平成25年10月の台風26号による暴風・大雨では伊豆大島において、平成26年8月の前線による大雨では広島市内において、大規模な土砂災害が発生しました。

また、兵庫県南部地震（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）、東北地方太平洋沖地震（平成23年）などでは、地震による大規模な土砂災害が発生しています。

このように、大雨、長雨、台風、地震等に起因して、全国各地で住民の生命や財産が失われる甚大な被害が発生しています。

#### 近年に発生した主な土砂災害

年 月	誘 因		主な被災地	死者・行方不明者数
平成7年 1月	地震	兵庫県南部地震	兵庫県	40
平成16年10月	地震	新潟県中越地震	新潟県	4
平成17年 9月	大雨	平成17年台風第14号	宮崎県・鹿児島県	22
平成18年 7月	大雨	平成18年7月豪雨	長野県	20
平成20年 6月	地震	岩手・宮城内陸地震	岩手県・宮城県	18
平成21年 7月	大雨	平成21年7月中国・九州北部豪雨	山口県・島根県	21
平成23年 3月	地震	東北地方太平洋沖地震 (長野県北部・静岡県東部地震含)	福島県・栃木県 (長野県・静岡県)	19
平成23年 8月	大雨	平成23年台風第12号	和歌山県・奈良県	62
平成24年 7月	大雨	平成24年7月九州北部豪雨	福岡県・熊本県	23
平成25年10月	大雨	平成25年台風第26号	東京都(伊豆大島)	40
平成26年 8月	大雨	平成26年8月豪雨	広島県	74
平成28年 4月	地震	熊本地震	熊本県	9

死者・行方不明者数は土砂災害に係るもののみ。

## (2) がけ・擁壁等の被災事例

### 近年発生した被災事例

地震発生時には、がけ・擁壁等の背面の土圧に地震の慣性力が加わり、崩壊が発生することがあります。兵庫県南部地震(平成7年)及び新潟県中越沖地震(平成19年)による、がけ・擁壁等の被災事例を示します。



石積擁壁(空積)

被災事例(兵庫県南部地震)



大谷石積擁壁

被災事例(新潟県中越沖地震)

### 世田谷区内の被災事例

区内でも、東北地方太平洋沖地震(平成23年)により、道路沿い擁壁の崩壊が発生しました。このとき崩壊した擁壁は、高さのある石積擁壁(練積)でした。

また、平成25年には玉川地域において、大雨による宅地擁壁(大谷石積擁壁)の崩壊が発生しました。

#### 地震による被災



石積擁壁(練積)  
<世田谷区成城1丁目付近>

#### 降雨による被災



大谷石積擁壁  
<玉川地域>

世田谷区内の被災事例

(3) がけ・擁壁等の被災事例と種類・構造

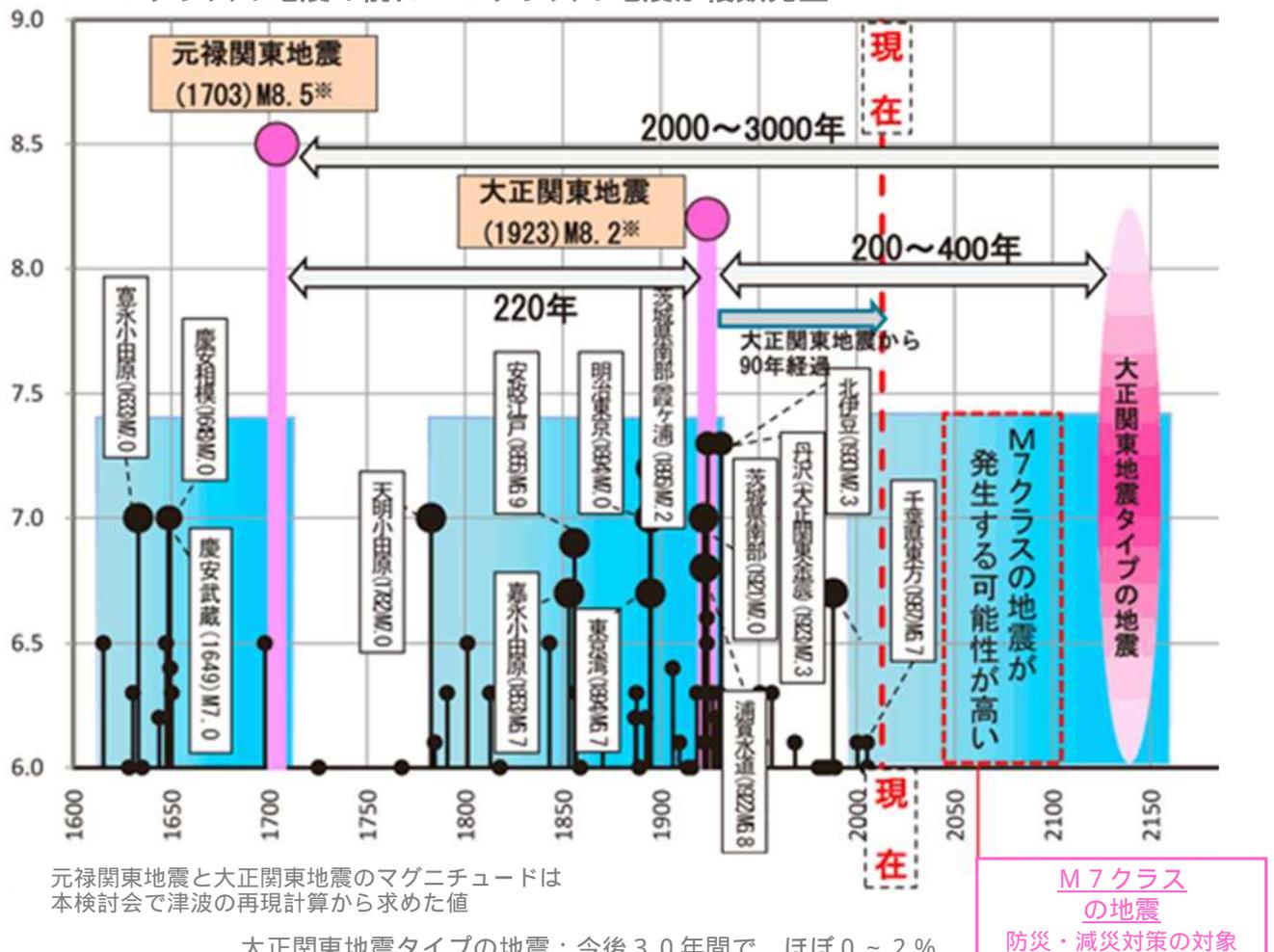
地震による被災の特徴

前述のとおり、がけ・擁壁等の崩壊は、地震を誘因として発生する可能性があります。南関東地域では、首都直下地震の発生が懸念されています。

南関東におけるマグニチュード6以上の地震の発生頻度を時系列に整理すると、1703年(元禄16年)元禄型関東地震以降に発生したマグニチュード8級の地震は1923年(大正12年)の大正型関東地震のみで、この220年の間に、何回かのマグニチュード7級の地震が発生しています。

これらを踏まえ、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会(2004)による報告では、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は、30年間以内に70パーセントと推定され、地震発生の切迫性が高いことが示されています。

M8クラスの地震の前にM7クラスの地震が複数発生



南関東を襲う大地震の発生サイクルと直下地震の切迫性

内閣府「平成27年防災白書」より作成

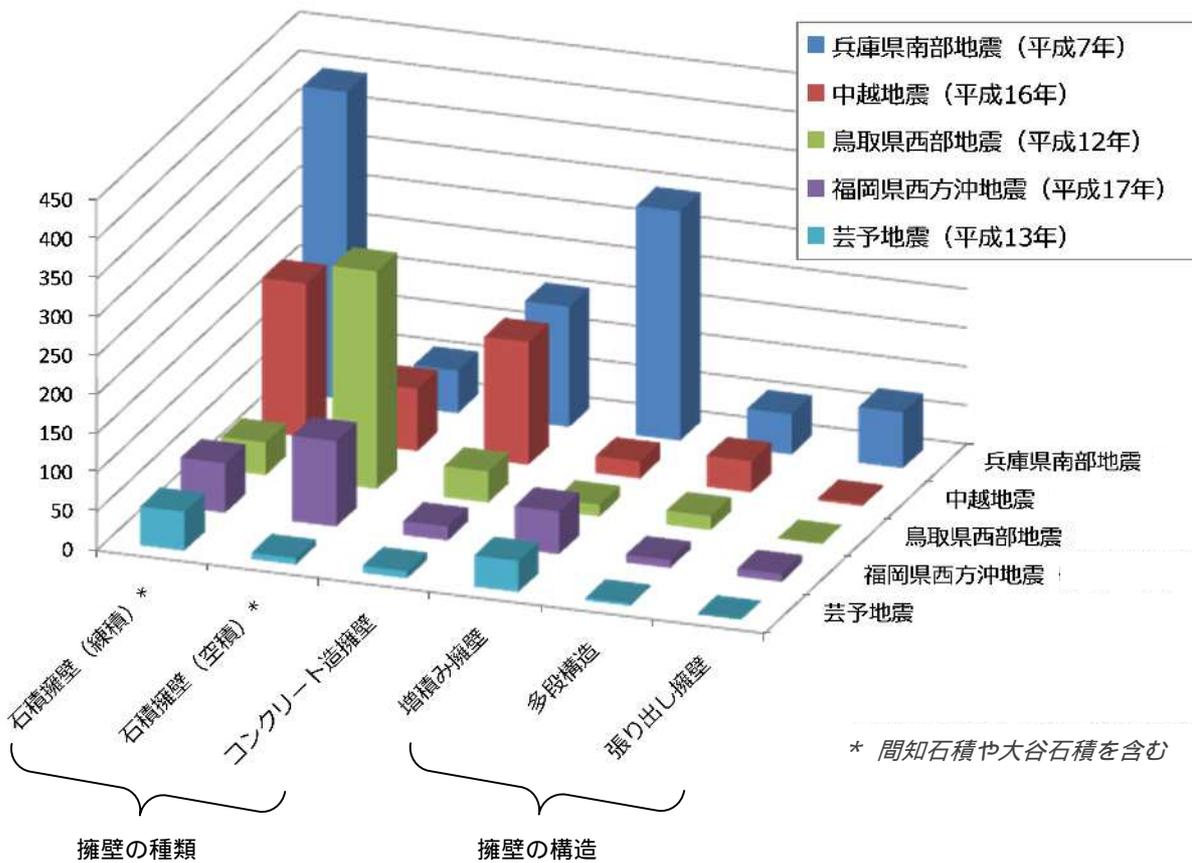
擁壁の種類及び構造によって地震に対する強さが異なり、亀裂、傾斜等の変状がみられる擁壁については、地震による影響を強く受ける傾向があります。

近年発生した地震による被災状況から、コンクリート造擁壁よりも石積擁壁の方が、被害件数が多く発生したことが示されています。

また、増積みや多段構造の擁壁は、地震時に被害が発生しやすい傾向があります。

地震に対する備えとしては、状態の悪い部分の補修・改修または補強により、擁壁の抵抗力を上げる、擁壁にかかる荷重・土圧を減らすなどの方法があります。

【地震により被害のあった擁壁の種類及び構造】

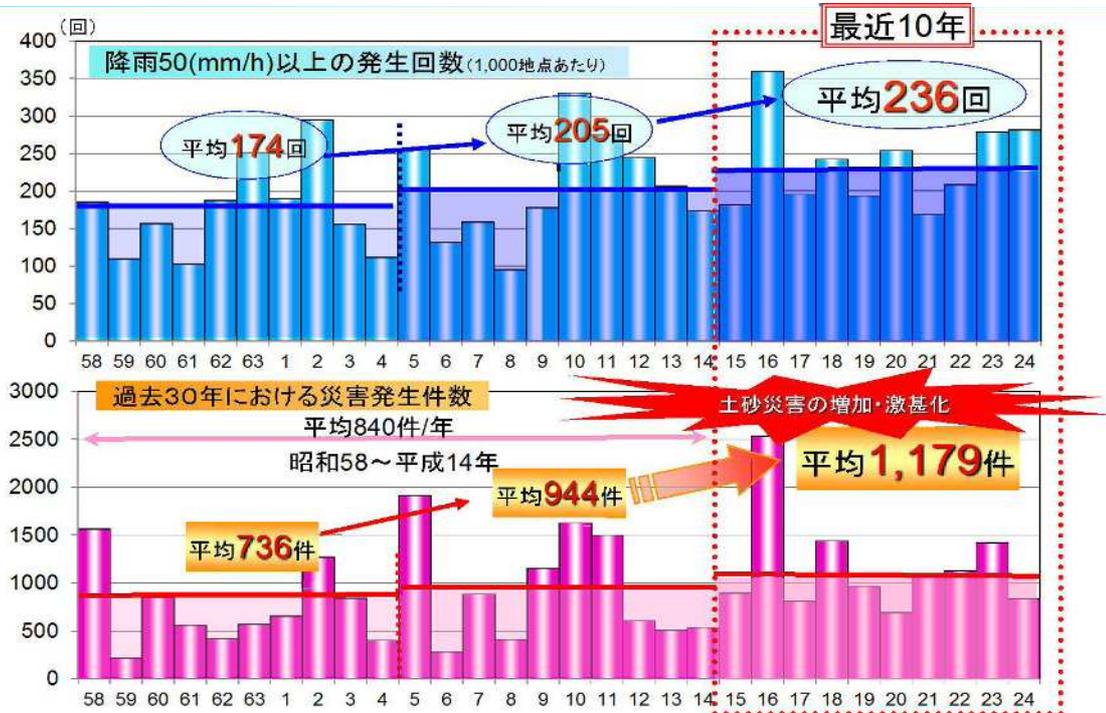


各種地震による宅地擁壁の被災状況

「橋本隆雄，宮武裕昭：宅地擁壁の復旧と補強，基礎工，Vol.34， 10，pp.30～37，2006.10」をもとに作成

### 大雨、台風、集中豪雨による被災の特徴

大雨、台風、集中豪雨などの降雨によっても、がけ・擁壁等の被害は発生しています。国内では直近10年単位で時間雨量50mm以上の降雨発生回数が増加しており、災害発生件数もそれに伴って増加しています。



降雨(50mm/h以上)発生回数と土砂災害発生件数の推移(全国)

東京都ホームページより

### 東京都における事例 ②あきる野市の急傾斜地の崩壊

- ・日 時：平成22年7月5日(梅雨前線による豪雨)
- ・場 所：あきる野市
- ・降雨量：1時間最大 47mm(総雨量 67mm)
- ・被害状況：がけ下の建物基礎まで土砂が到達



東京都内の急傾斜地崩壊の事例

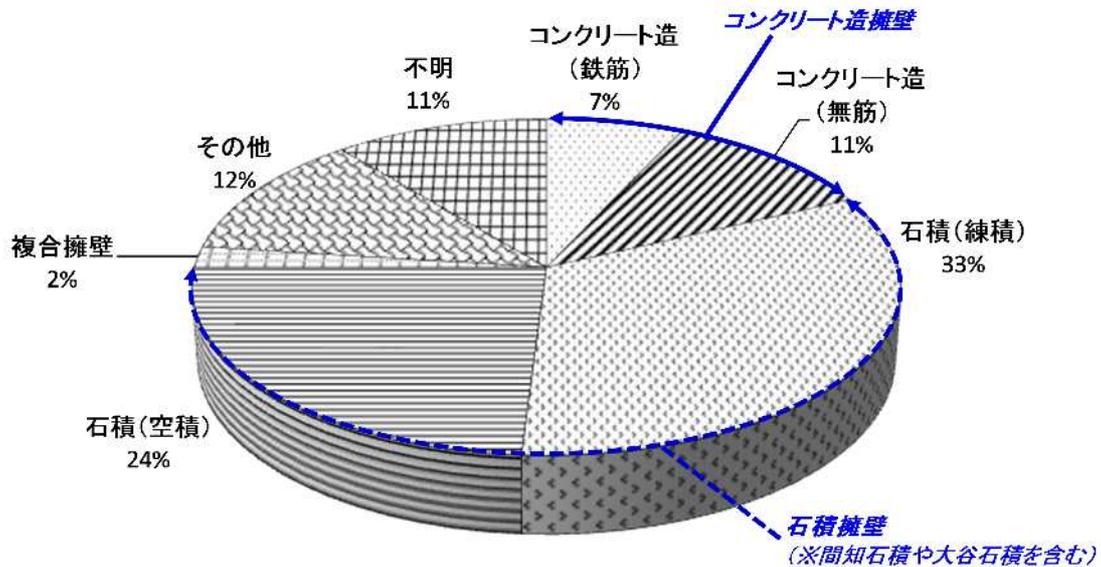
東京都ホームページより

国内における昭和37年～平成5年の被災事例によると、地震によるケースと同様に、コンクリート造擁壁より石積擁壁の方が、降雨による被害の件数が多いことが示されています。

降雨におけるがけ・擁壁等の被災要因としては、雨水の滞留または浸透による土圧の増大、浸透水圧及び間隙水圧の増加などが考えられます。

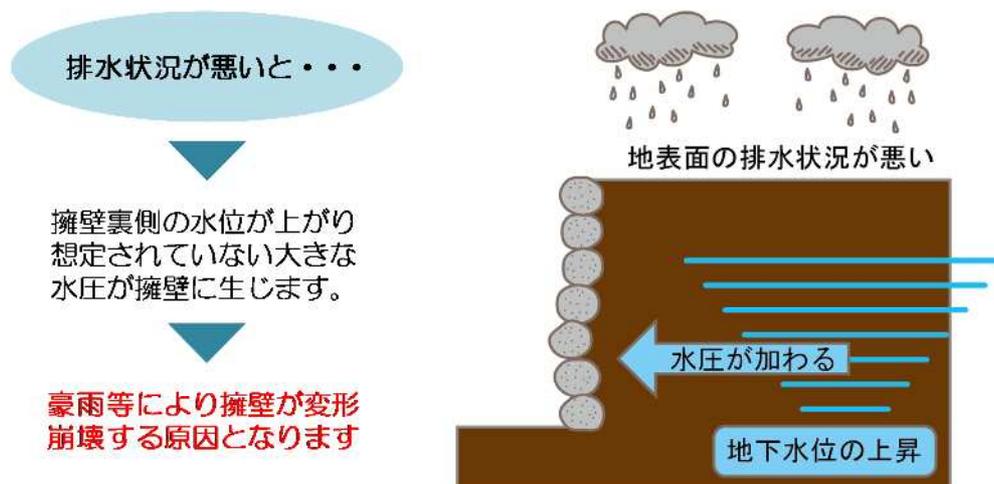
いずれも降雨により擁壁の持つ抵抗力を上回る力（土圧、水圧及び荷重）が余計に加わることが影響しています。対策としては、地震時の対策に加え、水抜き穴等により水圧を減らすことが有効です。

【降雨により被害のあった擁壁の種類】(昭和37年～平成5年)



降雨による被害宅地擁壁の種類(全国)

「(社)全国住宅地協会連合会、(社)日本宅地開発協会 宅地造成技術・宅地開発技術(下巻)」より



降雨によるがけ・擁壁等への影響のイメージ

「東京都多摩建設指導事務所 既存擁壁の安全確保について」をもとに作成

## 2. 関連法令、国・都等の取り組み

### (1) 関係法令等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」をはじめとする関係法令等に基づき、様々な土砂災害（がけ・擁壁等の崩壊）対策が推進されています。

#### 関係法令等の概要

関連法令		法令の概要、目的
宅地	宅地造成等規制法	宅地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出によって多くの人が死傷することを防ぐことを目的とし、宅地造成工事の許可制、一定の工事の届出制、宅地を常時安全な状態に維持する義務についての手段を定める。
	昭和36年11月7日法律第91号	
土砂災害	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、警戒避難体制の整備を図りつつ、土砂災害防止対策を推進して公共の福祉を確保する。 土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするもの
	平成12年5月8日法律第57号	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。
	昭和44年7月1日法律第57号	
	砂防法	豪雨等による山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することによって、望ましい環境の確保と河川の治水上、利水上の機能の保全を図る。
	明治30年3月30日法律第29号	
地すべり等防止法	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、または軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、民生の安定と国土の保全とに資する。	
昭和33年3月31日号外法律第30号		
建築	建築基準法	国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途について最低基準を定めた法律。 がけ崩れの被害を受けるおそれの場合に、擁壁の設置やその他安全上適切な措置を講じることを明記しており、工作物の確認申請の必要性等も定めている。
	昭和25年5月24日法律第201号	
	東京都建築安全条例	建築基準法や建築基準法施行令に基づく制限の附加などを規定したもの。 安全ながけ・擁壁の基準等について明記している。
	昭和25年12月7日東京都条例第89号	

(2) 急傾斜地法に関わる取り組み(急傾斜地崩壊対策事業)

土砂災害から国民の生命を保護するため、昭和44年「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)」が施行されました。この法律は、知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域において、土地の所有者、管理者等が急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めるとともに、有害行為の制限、崩壊防止工事の施行等、斜面崩壊を防止するための対策を推進するものです。崩壊防止工事は、当該急傾斜地の所有者等又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者等が施行することが困難又は不相当と認められる場合に、都道府県が施行するものとされています。また、工事实施に際しては、工事により利益を受ける者に、工事に要する費用の一部(最大20%)を負担させることができるものとされています。東京都が実施する急傾斜地崩壊防止事業は、この法律に該当する自然斜面を対象として、住民や地権者、区市町村などからの要望や協力を受けて実施しています。

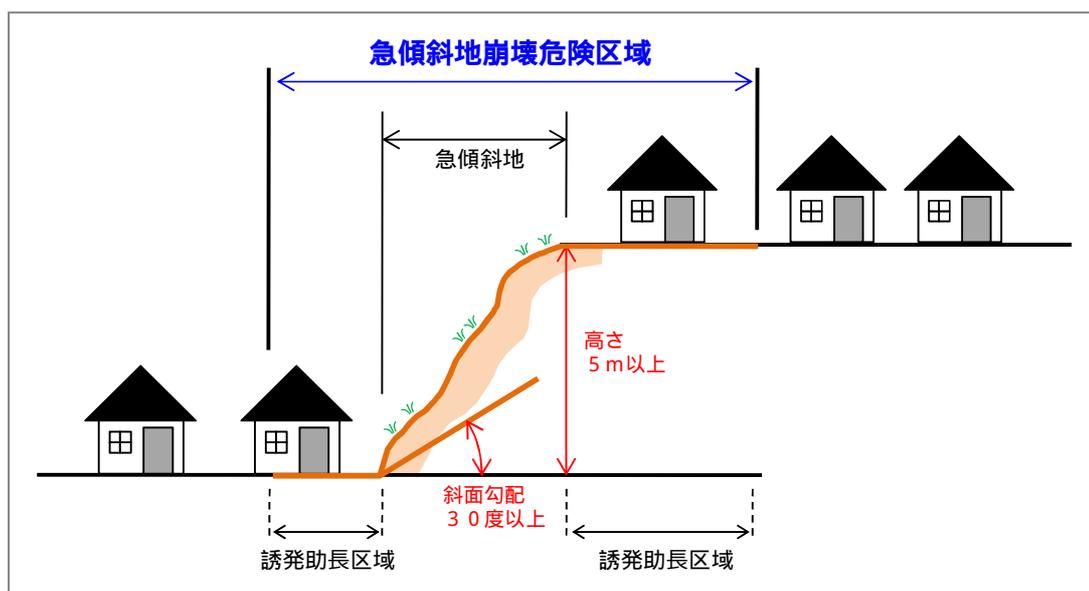
都内においては、54箇所(平成28年4月現在)が急傾斜地崩壊危険区域に指定されていますが、世田谷区内には指定の区域はありません。

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

昭和44年8月25日河川局長通達より

急傾斜地の高さが5m以上のもの

急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に被害が生じるおそれのあるもの



急傾斜地崩壊危険区域の指定の要件

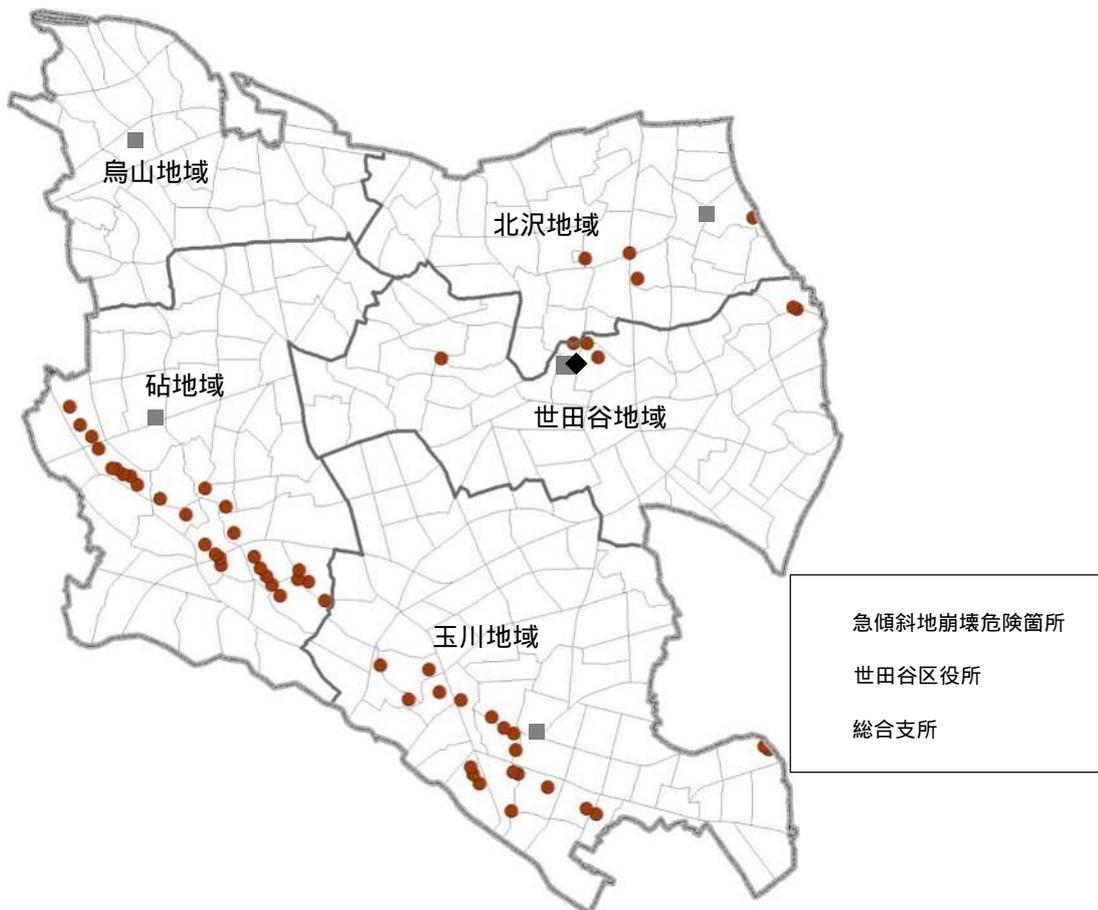
<参考> 急傾斜地崩壊危険箇所について

東京都は平成11年から平成13年にかけて、土砂災害危険箇所の把握と土砂災害に関する注意喚起を目的とした急傾斜地崩壊危険箇所調査を実施しました。

世田谷区内に急傾斜地崩壊危険箇所は57箇所あり、その位置図が東京都建設局ホームページの「土砂災害危険箇所マップ」で公表されています。

**急傾斜地崩壊危険箇所の定義**

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、崩壊した場合に人家、または官公署、学校、病院等の公共施設に被害を及ぼすおそれがある箇所



急傾斜地崩壊危険箇所の分布状況

急傾斜地崩壊危険箇所等を参考に、土砂災害防止法に基づく基礎調査が行われています。

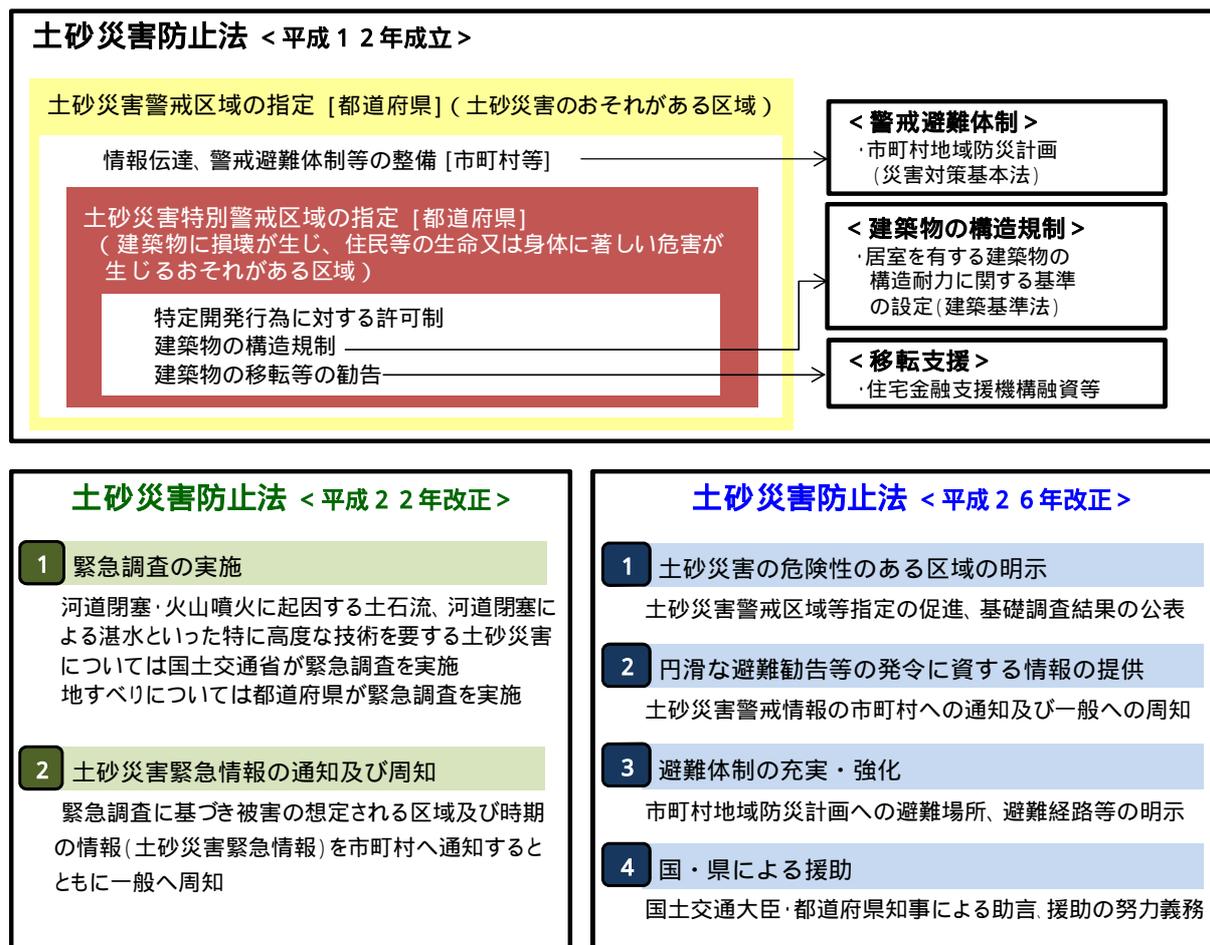
(3) 土砂災害防止法に関わる取り組み

**土砂災害防止法の概要**

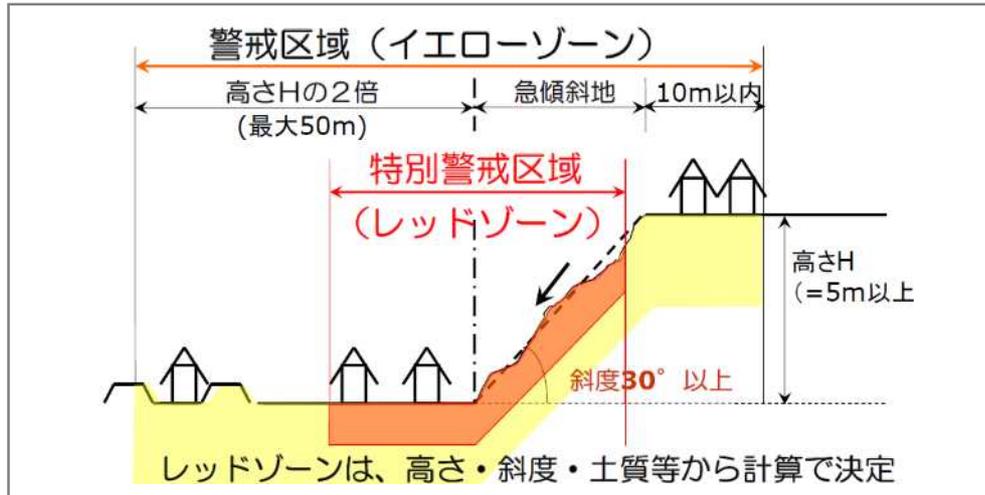
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」は、従来の砂防三法（急傾斜地法、砂防法、地すべり等防止法）によるハード対策が中心の原因地对策に加え、国民の生命や身体を保護するためのソフト対策（危険性のある区域の周知、警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進等）を推進しようとするものであり、平成13年に施行されました。

その後、新潟県中越地震（平成16年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）、広島土砂災害（平成26年）等の被災教訓を踏まえ、平成22年と平成26年に改正されました。

平成26年の改正では、警戒避難体制の充実強化に加え、土砂災害の危険性のある区域を周知するため、土砂災害警戒区域等の指定に関わる基礎調査の実施及び区域の指定を促進するとともに、基礎調査結果の公表が義務づけられました。

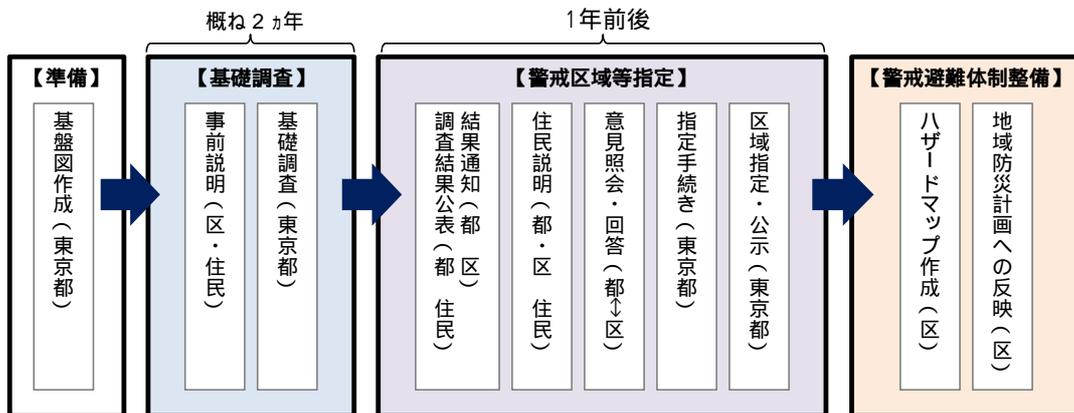


土砂災害防止法の全体像



土砂災害警戒区域等の範囲

「東京都 平成 26 年度版 土砂災害防止法住民説明会用資料」より



土砂災害警戒区域等・特別警戒区域 指定の流れ

### 世田谷区における土砂災害警戒区域等の指定

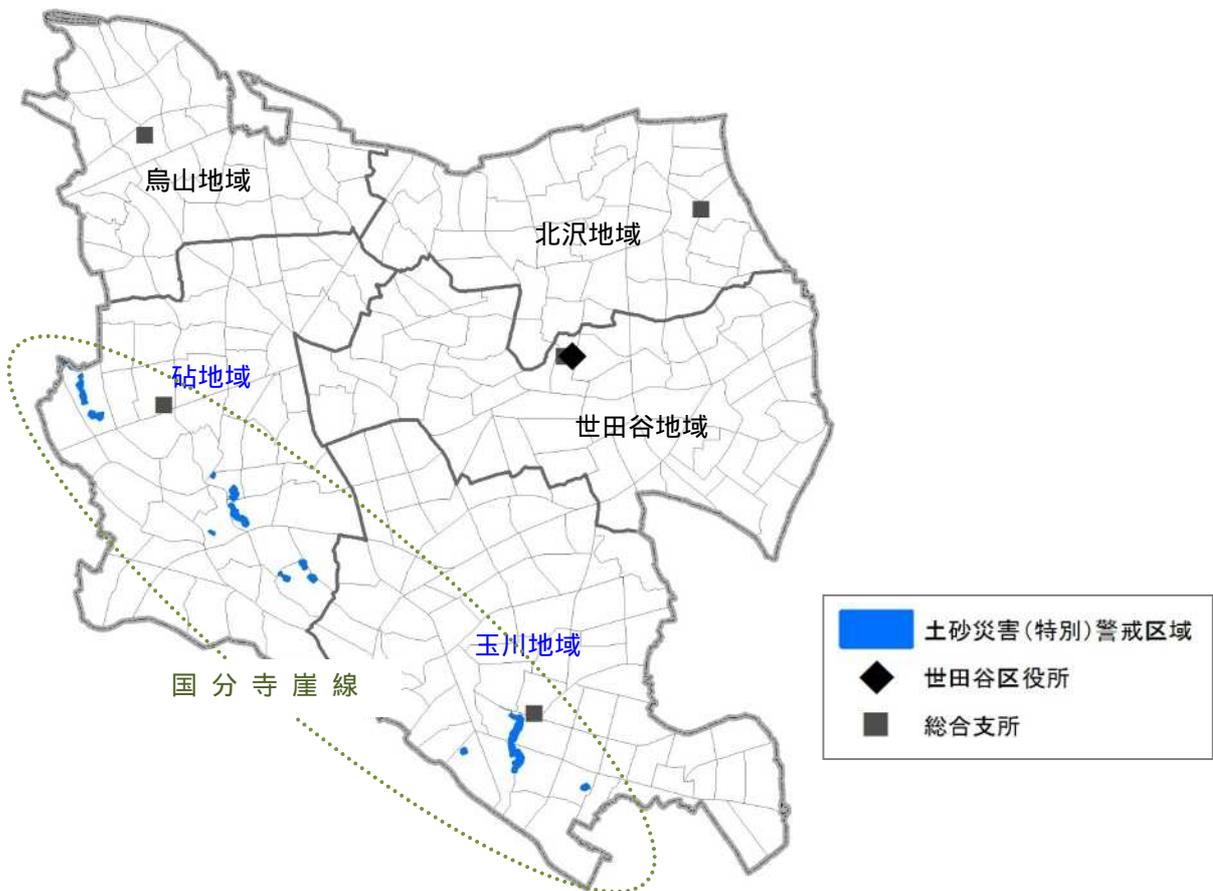
世田谷区内では、東京都は平成 25 年度より自然斜面の基礎調査に着手し、平成 28 年 3 月、土砂災害警戒区域 37 箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域 33 箇所を指定しました。なお、これらは全て国分寺崖線沿いに分布しています。

引き続き人工斜面（擁壁等）についても基礎調査が進められており、平成 29 年度以降に指定される予定です。

世田谷区内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所

地域	町丁目	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
砧地域	成城四丁目	12箇所	8箇所
	大蔵三丁目	3箇所	3箇所
	大蔵四丁目	4箇所	4箇所
	大蔵五丁目	1箇所	1箇所
	岡本二丁目	5箇所	5箇所
玉川地域	中町一丁目	3箇所	3箇所
	等々力一丁目	1箇所	1箇所
	等々力二丁目	2箇所	2箇所
	野毛一丁目	4箇所	4箇所
	野毛二丁目	1箇所	1箇所
	尾山台二丁目	1箇所	1箇所
合 計		37箇所	33箇所

(平成28年3月9日公示分)



世田谷区内の土砂災害(特別)警戒区域の分布

#### (4) 宅地造成等規制法に関わる取り組み

##### 宅地造成等規制法の概要

「宅地造成等規制法」は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域において、宅地造成に関する工事等を行う場合、災害の防止のため必要な規制を行い、国民の生命及び財産の保護を図ること等を目的とし、昭和36年11月7日に制定されました。

新潟県中越地震（平成16年）、東北地方太平洋沖地震（平成23年）等で、大規模盛土造成地の崩落等が発生したことを受け、平成18年に改正され、その他必要に応じた一部改正が行われています。

##### 宅地造成等規制法（昭和36年成立）

宅地造成工事規制区域 <都道府県知事等が指定>

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地等

区域内の宅地の所有者等は、がけ崩れ等の災害が生じないよう、常に安全な状態を維持する義務を負う  
区域内で行われる宅地造成に関する工事が安全に施行されるよう、知事等の許可が必要となる  
区域内の危険な宅地に対し、知事等が災害防止のためその宅地の所有者等に勧告や改善命令を行う

##### 宅地造成等規制法（平成18年改正）

造成宅地防災区域 <都道府県知事等が指定>

市街地または市街化されようとしている土地の区域であり、条件を満たすもの

- ・「既に危険な事象が生じている造成宅地」
- ・「一定規模以上の形状で、計算によって危険と確認できる造成宅地」

区域内の宅地の所有者等は、災害の防止のため擁壁等の設置等の措置を講ずる義務を負う  
知事等は、区域内の宅地について、災害の防止のため必要な擁壁の設置等の措置の勧告や改善命令を行うことができる

##### 宅地造成等規制法の全体像

##### 【新潟県中越地震】



長岡市(高町団地)

##### 大規模谷埋め盛土被害状況

「国土交通省 総合的な宅地防災対策の推進について（通知）」より

### 宅地造成工事規制区域の指定

東京都は、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの大きい土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定しています。

世田谷区内では、昭和38年11月に、国分寺崖線沿いの地域(246ha)が宅地造成工事規制区域に指定されています。

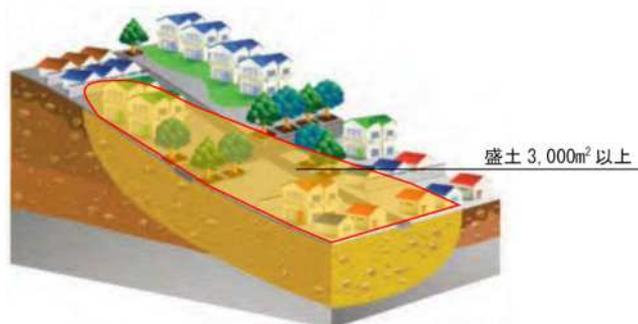
### 大規模盛土造成地の変動予測調査

東京都は平成20年度、大規模造成地の変動予測調査を実施し、抽出した大規模盛土造成地について、必要に応じて現地確認を行ったうえで、その概ねの位置と規模を示す大規模盛土造成地マップをホームページにて公開しています。

大規模盛土造成地には、以下に示す「谷埋め型」と「腹付け型」の2種類があります。区内には谷埋め型大規模盛土造成地が5箇所ありますが、地震等によって地盤の滑動などの災害が発生するおそれの大きい「造成宅地防災区域」は指定されていません。

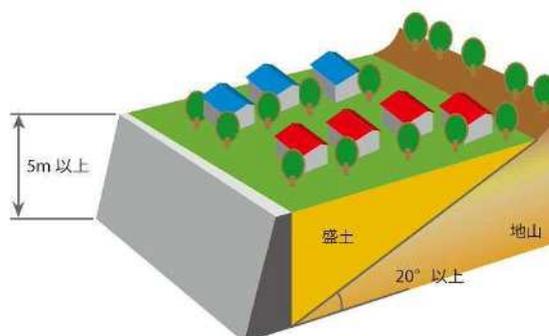
#### 谷埋め型大規模盛土造成地

：盛土をした土地の面積が3,000 m<sup>2</sup>以上であるもの



#### 腹付け型大規模盛土造成地

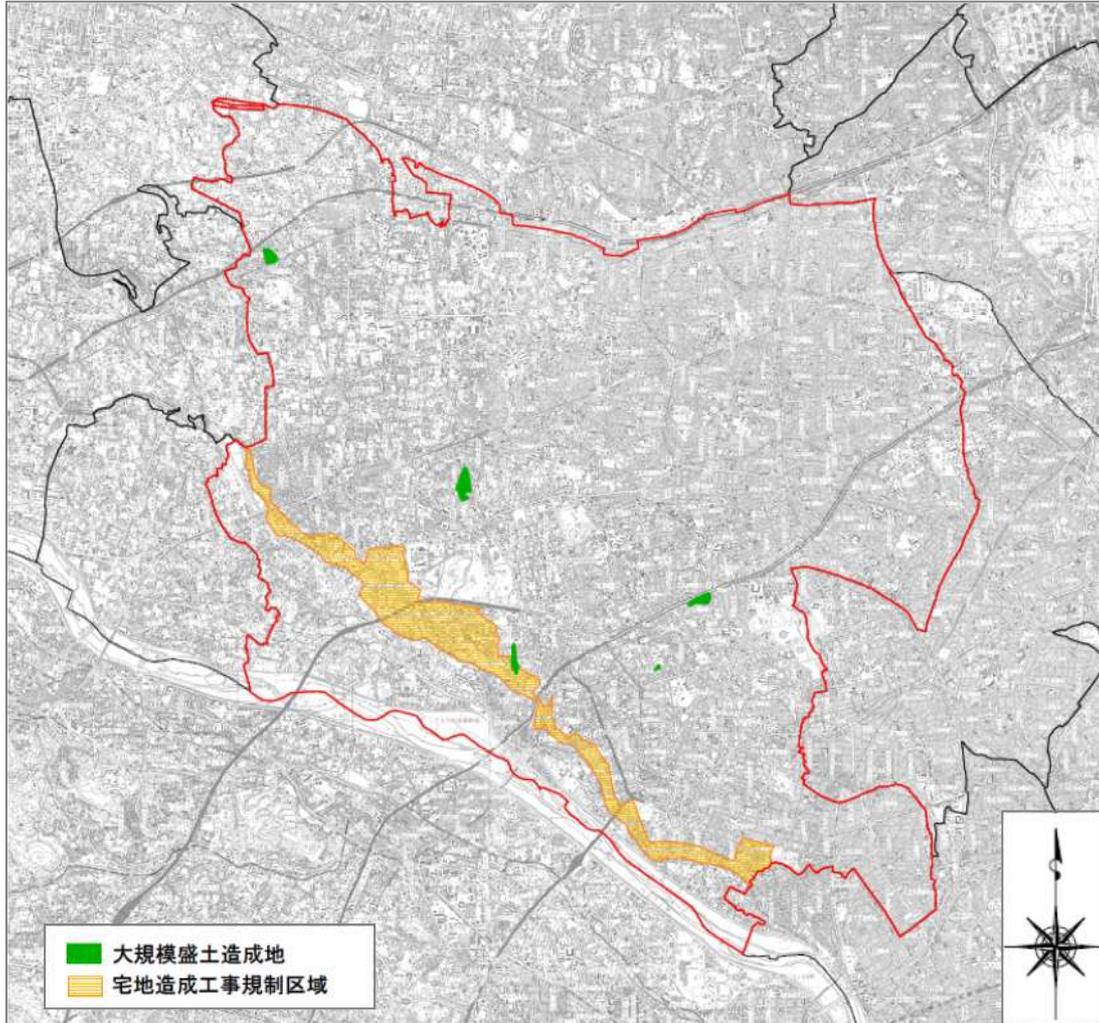
：盛土をする前の地盤面が水平面に対し20°以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上であるもの



#### 大規模盛土造成地の種類

「国土交通省 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説(平成27年5月)」より

東京都は、宅地造成工事規制区域及び大規模盛土造成地の、概ねの位置と規模を示す「大規模盛土造成地マップ」を区市町村単位で作成し、ホームページで公開しています。



世田谷区内の宅地造成工事規制区域及び大規模盛土造成地  
「大規模盛土造成地マップ 世田谷区（東京都都市整備局）」より

世田谷区内の大規模盛土造成地

番号	町丁目	造成時期	人家戸数	共同住宅棟数	盛土タイプ
	給田三丁目	昭和40年以前	10戸以上	2棟	谷埋め型
	砧二丁目	昭和40年以前	10戸以上	10棟以上	谷埋め型
	中町五丁目	昭和40年以前	1戸	1棟	谷埋め型
	新町一丁目	昭和40年以前	10戸以上	9棟	谷埋め型
	瀬田四丁目	昭和40年以前	10戸以上	6棟	谷埋め型